

愛知県内自治体の男女共同参画プラン 制定過程の研究

The Process of Establishing a Gender Equality Plan for Local Governments in Aichi Prefecture

若松 孝司

Takashi Wakamatsu

Abstract

“Gender equality society” is a society where “men and women have equal opportunities to participate in activities in all fields of society by their own will as equal members of society, and men and women can enjoy political, economic, social, and cultural benefits equally and take responsibility together.” To realize this concept, the Basic Act for Gender Equal Society was enacted in 1999. Based on these principles, Aichi Prefecture formulated the “Aichi Gender Equality Plan 21 - Toward a Society Where Individuality Shines” in 2001 as one of the measures to achieve a gender-equal society. Basic plans for gender equality have also been formulated in each city and town in the prefecture, following the direction of the prefecture. In the city of Hekinan, which is the subject of this article, preparations have been underway to formulate the “Third Hekinan City Gender Equality Plan” ahead of the end of the second plan period in fiscal year 2023. This article examines how gender equality policies are changing to suit local characteristics as they “descend” from the national to the prefectural and municipal levels.

キーワード

男女共同参画, 愛知県, 男女共同参画プラン, Gender Equality Plan, Aichi Prefecture

1. はじめに

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であり、この理念を実現するために男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）が1999（平成11）年に制定された。同法第13条は「政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基

本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。」と定め、さらに第15条では、「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」と、施策の策定等に当たっての配慮を定めている。

愛知県ではこれらを踏まえて、2001（平成13）年に男女共同参画社会を実現するための方策のひとつとして「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、県内各市町村でも県の方向性を受けて男女共同参画の基本計画が策定されるようになった。本稿で取り上げる碧南市においては、2003（平成15）年にはじめて男女共同参画の方向性を定めた「碧南市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する取り組みを推進している。同プランは2014（平成26）年の第2次プランへと改訂され、2023（令和5）年度末の第2次プラン期間終了を前に「第3次碧南市男女共同参画プラン」策定に向けて準備が進められてきた。本稿では、その過程を確認することで、男女共同参画政策が「国—都道府県—市町村」へと「下りていく」際に、どのように地域の特性に合ったものへと変化しているのかを検討する。

2. 男女共同参画計画策定の趣旨

2. 1 国および県の男女共同参画の方針

2014（平成26）年に「第2次碧南市男女共同参画プラン」が策定されて以降、愛知県では2016（平成28）年に「あいち男女共同参画プラン2020」および「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」、2018（平成30）年に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」、2020（令和2）年に「あいち はぐみんプラン2020-2024」、2021（令和3）年に「あいち男女共同参画プラン2025」および「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」が策定されている。なお、国では2014年以降、2015（平成27）年に「第4次男女共同参画基本計画」が、2020（令和2）年に現行の計画である「第5次男女共同参画基本計画」が策定されたほかにも、2015年には「女性活躍推進法」が公布（2019年に一部改正）され、2016年に「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定と「男女雇用機会均等法」および「育児・介護休業法」（2019、2021年にも改正）の改正が、2018年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行（2021年一部改正）、2022年には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」が策定されている。

以下では、2024年度に策定される碧南市「第3次碧南市男女共同参画プラン」の基本的な方向性を定めるものと考えられる国の「第5次男女共同参画基本計画」と「あいち男女共同参画プラン2025」について、内容を確認していくこととする。

2. 2 第5次男女共同参画基本計画

国が定めた「第5次男女共同参画基本計画」¹⁾においては、日本がおかれている経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくことが明示された。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
- そのうえで、こうした目指すべき社会実現のために次の 11 の分野でそれぞれ「基本認識」「施策の基本的方向」「具体的な取組」を定めている。

第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第 3 分野 地域における男女共同参画の推進

第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第 7 分野 生涯を通じた健康支援

第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

特に今回のプランにおいては、日本における指導的地位への女性の参画が、国際的に見て非常に遅れていることから、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30% 程度となるよう目指して取り組みを進めるものとしている。また、市町村男女共同参画計画の策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携して男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促している。さらに、市町村に対しては、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、それぞれの地域において男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、関係機関等との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促している。

2. 3 あいち男女共同参画プラン 2025ⁱⁱ

「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく法定計画として、愛知県では 2001 年 3 月に「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、さらに 2002 年 4 月には「愛知男女共同参画社会条例」を施行した。2006 年には「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、2011 年 3 月にはあらたに「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活

力ある社会をめざして～」を、2016年3月には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定した。

その後の社会経済情勢の変化や国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、愛知県男女共同参画審議会の答申（2020年11月）に基づいて、2021年3月にあらたに「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定された。この計画は、「あいちビジョン2030」の方向性に沿った個別計画として位置づけられるとともに、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」、「あひちはぐみんプラン2020-2024」、「あいち経済労働ビジョン2021-2025」、「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」など、男女共同参画に関わる各種の計画と一体となって、愛知県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するものとされている。

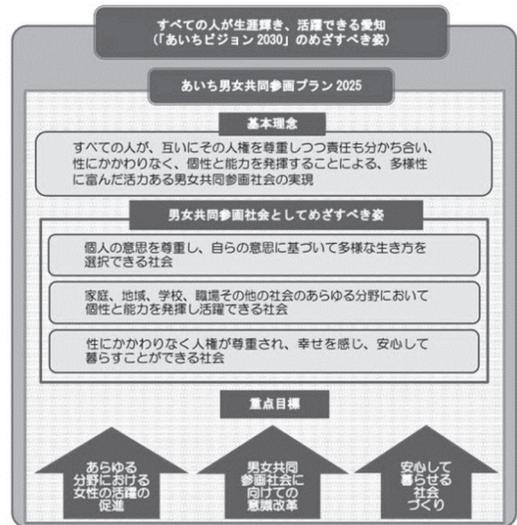
現行の「あいち男女共同参画プラン2025」において課題とされた愛知県の現状は、

- ① 固定的な性別役割分担意識が今もなお残っている
- ② 男女の地位の不平等感が依然として残っている
- ③ 就業する女性が活躍できる環境が不十分である
- ④ 女性に対する暴力や性犯罪が依然として多発している
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した、女性に関する諸問題への対応が求められている

の5点にまとめられ、これらの現状を踏まえたうえで、愛知県がめざすべき男女共同参画の姿は次のようにあらわされている。

- 1 個人の意思を尊重し、自らの意思に基づいて多様な生き方を選択できる社会
 - 2 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において個性と能力を発揮し活躍できる社会
 - 3 性にかかわらず人権が尊重され、幸せを感じ、安心して暮らすことができる社会
- これらを実現するために「あいち男女共同参画プラン2025」では3つの重点目標を軸にそれぞれに基本的施策を設定してプランを推進している（図1）。

図1 愛知県のめざすべき姿



『あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～』の概要について」（愛知県）より

（愛知県 HP：<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/481198.pdf>）

重点目標Ⅰは「あらゆる分野における女性の活躍の促進」と題され、多様な視点・価値観を取り入れるため、政策・方針決定過程への女

性の参画を一層推進することや、就業環境の整備や再就職を始めとする各種就業支援により、働く場における女性の活躍を促進するほか、地域活動など様々な分野への女性の参画を促進することを目指している。基本的な施策としては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、就業環境の整備・女性への就業支援、男女共同参画の視点からの防災の取組、様々な分野における男女共同参画の推進が掲げられている。

重点目標Ⅱは「男女共同参画社会に向けての意識改革」と題され、固定的な性別役割分担意識を解消し、あらゆる立場や世代の人々に対して、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、意識改革のための取組を進めていくことをめざしている。基本的な施策としては、男女共同参画の理解の促進、子どもにとっての男女共同参画が設定されている。

重点目標Ⅲは「安心して暮らせる社会づくり」と題され、ドメスティック・バイオレンス(DV)、貧困、性犯罪など様々な困難を抱える人々や、性的少数者などすべての人がその人権が尊重され、安全で安心して暮らせる社会をめざしていくことを定めている。基本的な施策としては、人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援が掲げられている。

これらの重点目標に加えて、「計画の推進」として、推進体制の整備・充実と、ウィルあいちを拠点とする推進が掲げられ、市町村の男女共同参画計画の策定や各種施策の推進について、市町村職員に対する研修や情報提供などにより支援していくことを目指す旨が示されている。

以上のように、現行の愛知県における法定計画である「あいち男女共同参画プラン 2025」は、男女共同参画社会の実現に向けて、10年先を見据えた「3つの重点目標」と2025年度までの5年間で取り組む「10の基本的施策」を掲げるとともに、本県の主要産業であるモノづくり産業を始め様々な分野での女性の活躍促進を図るため、「女性の活躍」を3つの重点目標の冒頭に柱立てすることによって、これまで以上に積極的に推進することを示している。また、防災分野における男女共同参画の視点がますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を、基本的な施策として明確に位置付けていることもまた、本計画の特徴として挙げることができる。

2. 4 2020年代における男女共同参画の主要目標

ここまでまとめてきたように、国が定めた「第5次男女共同参画基本計画」は、「基本認識」として最初に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」(第1分野)、続いて「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」(第2分野)を掲げている。これに対し、愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」においては、重点目標Ⅰとして「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を掲げ、政策・方針決定過程への女性の参画を一層推進すること、働く場における女性の活躍の促進、地域活動などへの女性の参画促進を目指し、基本的な施策として政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を掲げている。

このように、現在の男女共同参画を目指す政策は、女性による政策立案等の実現をはじめとしたリーダーとしての役割を高めることを主眼とするものとなっている。男女共同参画に対する国民の認識の高まりや男女平等を支える法律等の整備が進んでいることがこの背景にあるものと考えられる。

3. 碧南市の現状

3. 1 碧南市の概況ⁱⁱⁱ

本稿で取り上げる碧南市は、愛知県東部（三河地区）に位置し、人口7万人余りを擁する衣浦臨海工業地域の中核都市であり、窯業、鋳物、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業とが共存している。

市の総人口は、2010年まで増加傾向にあったが、その後は減少、増加と変動している。2020年の高齢化率は24.1%であり、人口ピラミッドでみると男女ともに45～49歳が最も多く、0～64歳までは男性が女性より多く、75歳以上では女性が男性より多くなっている。世帯数は継続して増加している、核家族や単独の世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいる。

産業分類別の状況を見ると、男女ともに全国、愛知県全体に比べて第2次産業の割合が高いことが本市の特徴であり、女性の労働力率は年々高くなり、全国や愛知県全体と比べると特に35歳以上で労働力率が高くなっていることが特徴的である。

3. 2 アンケート調査に見る碧南市の男女共同参画意識

碧南市では、今回のプラン作成にあたって、2023（令和5）年6月から7月にかけて市民2000人と市職員1000人に対して男女共同参画に関するアンケート調査を行っている^{iv}。このアンケート調査結果のなかで、碧南市と愛知県平均、あるいは全国平均との比較が可能なものについていくつかを取り上げる。なお、本節においては資料の表記に従い、元号表記（令和=R）を基準とする。

家庭における男女の平等意識

図2にあるように、家庭における男女の平等意識については、全体で「平等である」は、R5（2023）年の碧南市で40.4%、R4（2022）年の国で31.7%と、碧南市は国と比べてやや高い。『男性優遇』はR5（2023）年の碧南市で43.0%と、国と比べて16.8ポイント低い。性別では、男女ともに『男性優遇』は碧南市で低く、いずれも16ポイント以上の差となっている。

職場における男女の平等意識

図3にあるように、職場における男女の平等意識については、全体で「平等である」は、R5（2023）年の碧南市で28.6%、R4（2022）年の国で26.4%と、碧南市は国と比べてやや高い。『男性優遇』はR5（2023）年の碧南市で45.6%と、国と比べて18.5ポイント高い。性別では、

男女ともに『男性優遇』は碧南市で低い。

地域活動における男女平等

図4にあるように、地域活動における男女の平等意識については、全体で「平等である」は、R5(2023)年の碧南市で30.8%、R4(2022)年の国で40.2%と、碧南市は国と比べてやや低い。『男性優遇』は、R5(2023)年の碧南市で33.1%と、国と比べて14.7ポイント高い。性別では、男女ともに『男性優遇』は碧南市で低く、女性は18.2ポイント、男性は10.3ポイントの差となっている。一方で、「平等である」は、男女ともに碧南市は国と比べてやや低い。

社会全体における男女の平等意識

図5にあるように、社会全体における男女の平等意識については、全体で「平等である」は、R5(2023)年の碧南市で12.3%、R4(2022)年の愛知県で17.0%、R4(2022)年の国で14.7%と、碧南市は愛知県や国と比べてやや低い。『男性優遇』はR5(2023)年の碧南市で65.4%と、愛知県と比べてやや低く、国と比べて13.3ポイント低い。性別では、碧南市の『男性優遇』は、国と比べて男女ともに10ポイント以上低いが、愛知県との比較では男女ともに10ポイント以上の差はみられない。

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等意識

図6にあるように、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等意識については、全体で「平等である」は、R5(2023)年の碧南市で8.9%、R4(2022)年の国で12.9%と、碧南市は国と比べてやや低い。『男性優遇』はR5(2023)年の碧南市で72.5%と、国と比べて9.4ポイント低い。性別では、男女ともに『男性優遇』は、碧南市の女性で77.5%、男性で67.4%と、国と比べてそれぞれ9ポイント前後低い。

図2 家庭における男女の平等意識

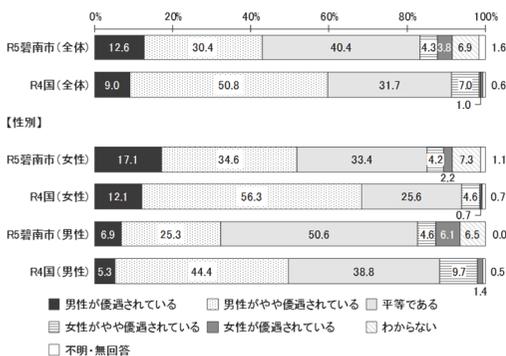


図3 職場における男女の平等意識

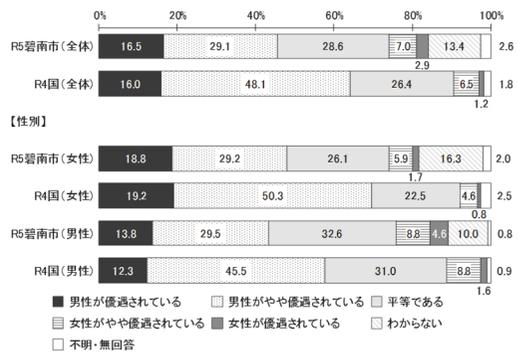


図4 地域活動における男女の平等意識

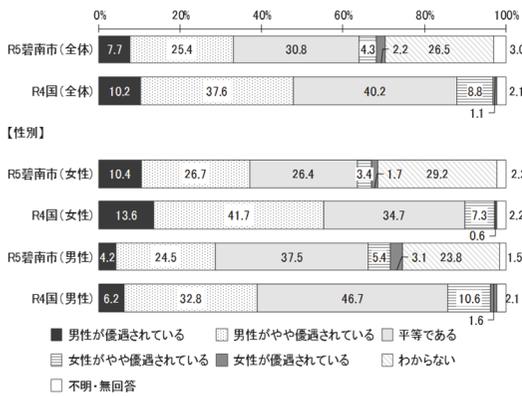


図5 社会全体における男女の平等意識

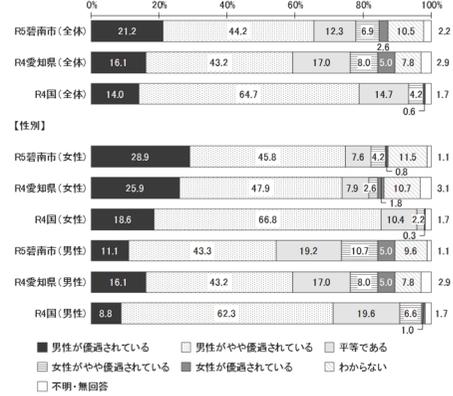
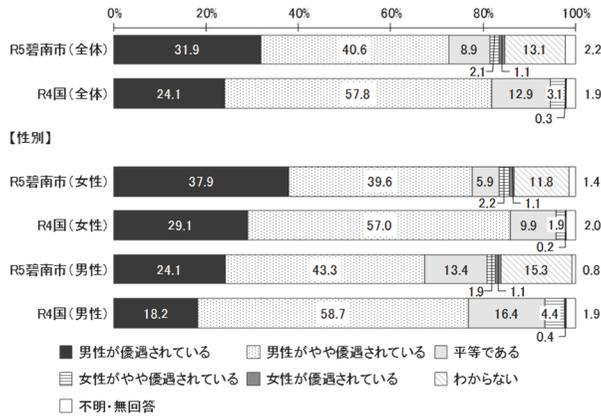


図6 社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等意識



なお、これらの各分野における男女の地位の平等感に関する設問は、碧南市、愛知県及び国で選択肢の表現が異なる、選択肢自体がない等といった調査結果がある。詳細は下表のとおり。

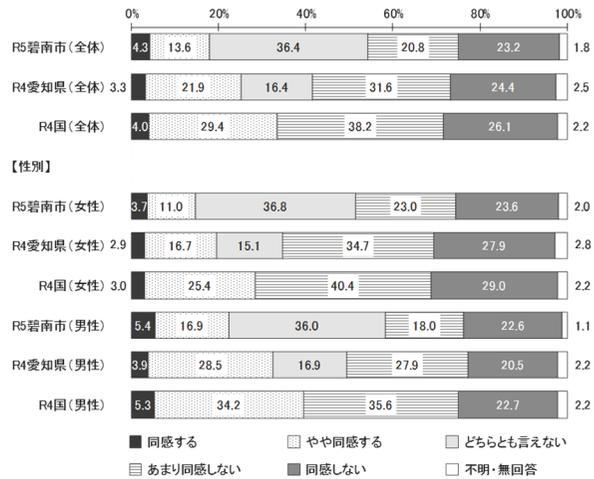
	男性が優遇されている	男性がやや優遇されている	平等である	女性がやや優遇されている	女性が優遇されている	わからない	不明・無回答
R5 碧南市	男性が優遇されている	男性がやや優遇されている	平等である	女性がやや優遇されている	女性が優遇されている	わからない	不明・無回答
R4 愛知県	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
R4 国	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	—	無回答

また、性別役割分業に関する考え方について、その賛否を問うアンケート項目については、以下のような結果が得られている。

男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい

図7にあるように、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考えについては、全体で『同感しない』は、R5（2023）年の碧南市で44.0%、R4（2022）年の愛知県で56.0%、R4（2022）年の国で64.3%と、碧南市は愛知県と比べて12.0ポイント、国と比べて20.3ポイント、それぞれ低い。性別では、碧南市の女性の『同感しない』は、国と比べて22.8ポイント、愛知県と比べると16.0ポイント、それぞれ低い。一方、碧南市の男性の『同感しない』は、国と比べて17.7ポイント、愛知県と比べると7.8ポイント、それぞれ低い。

図7 男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい



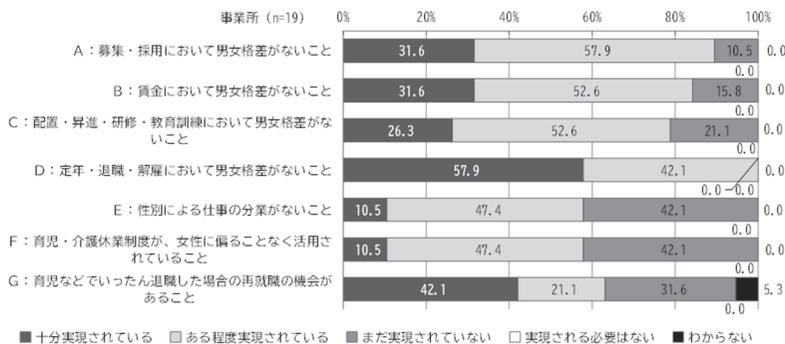
3.3 碧南市内の団体・事業所における男女共同参画

前節の市民に対するアンケートとは別に、2023（令和5）年6月から7月にかけて、碧南市内の事業所に対するヒアリング調査も行われた。調査対象は5団体と19の事業所である。

事業所において実現されている取組

図8のように、事業所において実現されている取組について、“十分実現されている”のは「D：定年・退職・解雇において男女格差がないこと」が57.9%と最も高く、次いで「G：育児などでいったん退職した場合の再就職の機会があること」が42.1%であった。以下、“まだ実現されていない”のは「E：性別による仕事の分業がないこと」「F：育児・介護休業制度が、女性に偏ることなく活用されていること」がそれぞれ42.1%であった。

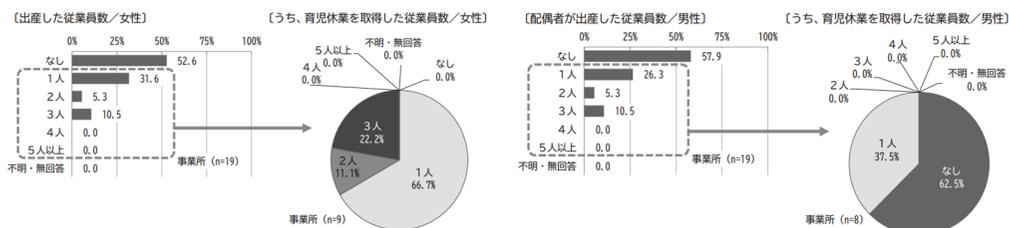
図8 事業所において実現されている取組



育児休業取得状況

図9にあるように、各事業所においては、これまでに出産した女性従業員は「無し」を除いて、「1人」が31.6%と最も高く、次いで「3人」が10.5%であった。出産した女性従業員のうち、育児休業を取得したのは「1人」が66.7%、「2人」が11.1%、「3人」が22.2%と、出産した女性従業員の全員が育児休業を取得している。また、これまでに配偶者が出産した男性従業員は、「なし」を除いて「1人」が26.3%と最も高く、次いで「3人」が10.5%であった。配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業を取得したのは「なし」が62.5%と最も高く、次いで「1人」が37.5%であった。

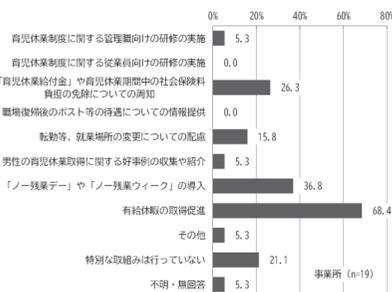
図9 育児休業取得状況



男性従業員の育児参加を促す取組

図10にあるように、事業所における男性従業員の育児休業取得など、育児参加を促すための取組については、「有給休暇の取得促進」が68.4%と最も高く、次いで「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入が36.8%、「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除についての周知が26.3%であった。

図10 男性従業員の育児参加を促す取組



「ワーク・ライフ・バランス」を支援する取組

図11のように、事業所において、「ワーク・ライフ・バランス」を支援する取組について、「すでに取り組んでいる」「必要性は感じているが、取組みは行っていない」がそれぞれ36.8%と最も高く、次いで「現在検討・計画中である」が21.1%であった。

女性の職場での活躍についての考え

図12のように、事業所における女性の職場での活躍についての考えは、「積極的に推進している」「積極的とは言えないが、推進している(していく予定)」がそれぞれ42.1%と最も高い。

図 11 「ワーク・ライフ・バランス」を支援する取組

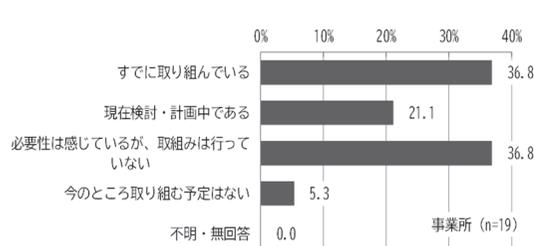
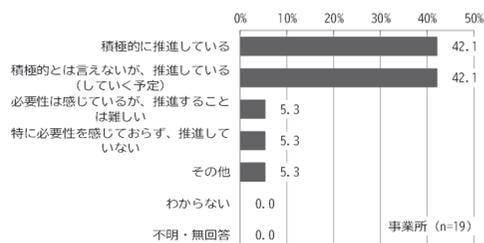


図 12 女性の職場での活躍についての考え



このヒアリング結果からは、愛知県内全体や日本全体の状況との比較はできないが、各事業所においては、職種にもよるが、依然として性別による仕事の分業といった問題は解消せず、男性の育児休業取得についても女性に比べて低い水準にとどまっていることがわかる。また、男性従業員の育児参加を促す取り組みについても、有給休暇の取得促進が最も多く、つづいて「ノー残業デー」が多くを占めるという結果になり、「ワーク・ライフ・バランス」実現への取り組みについても、取り組んでいる企業と未着手の企業がほぼ同じであり、「男性の育児」そのものに対する支援は整備されていない。

4. 碧南市における男女共同参画プラン策定

4. 1 男女共同参画プラン策定経緯

碧南市では、2001（平成 13）年の県による「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定を受けて 2003（平成 15）年 3 月にはじめて「碧南市男女共同参画プラン」を策定した。その後、2014（平成 26）年に第 2 次プランを策定し、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度を計画期間とする「第 3 次碧南市男女共同参画プラン」を策定することとなった。

2023（令和 5）年 5 月 31 日に第 1 回第 3 次碧南市男女共同参画プラン策定作業部会（以下、作業部会）が市職員を中心に開催され、事務局が作成した市民・職員・事業所等に対するアンケート案を審議した。これを受けて 6 月 26 日から 7 月 14 日にかけて市民アンケート調査が、6 月 17 日から 7 月 7 日にかけて市職員を対象としたアンケートが、6 月 27 日から 7 月 14 日にかけて団体・事業所を対象としたアンケート調査（ヒアリング）が実施された。10 月 5 日には第 2 回作業部会が開催され、第 3 次男女共同参画プランの骨子の作成とアンケート結果の検討がなされた。同日には第 1 回第 3 次碧南市男女共同参画プラン策定委員会が開催され、アンケート調査結果の報告と計画骨子案の検討がなされた。その後、事務局内の計画素案の検討を受けて、12 月には持ち回りの第 3 回作業部会で計画素案の検討がなされた。12 月 27 日には第 2 回第 3 次碧南市男女共同参画プラン策定委員会が開催され、計画素案の検討がなされた。

その後、事務局において計画素案の修正、計画最終案の作成、議会報告が進められ、2024（令和 6）年 2 月 2 日から 2 月 29 日にかけてパブリックコメントが実施され、第 4 回作業部会での

計画最終案の検討を経て、3月25日に第3回第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会で最終計画案の検討がなされることになっている。

なお、第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会は17名の委員と4名の事務局（碧南市職員）、学識経験者の顧問1名により構成され、委員のうち12名は碧南市男女共同参画推進委員会を兼ね、5名が公募委員となっている^{vi}。

4. 2 第3次プランのめざす方向と施策の体系

2023年10月に開催された第1回第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会では、アンケート調査結果の報告と第3次プランの計画骨子案の検討が行われ、第3次プランの基本理念を「誰もが認め合い 輝くまち へきなん」とすることが定められた。第3次プランではこの基本理念のもとに、4つの基本目標を設定し、それぞれに基本的施策が定められた。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりとその啓発

本目標は、家庭や地域、職場などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画に関する広報・啓発、学習機会の提供などを通して、男女共同参画の意識づくりを推進することを目指している。

本目標の下には、2つの基本的施策が定められている。

1 男女共同参画に関する意識改革と啓発活動

施策の方向 男女共同参画についての情報の収集・提供及び啓発の推進

- ・男女共同参画社会づくりを進めていくために、国や県との連携を密にし、市民が手軽に男女共同参画に関する情報を入手し活用できるよう、インターネットや印刷物によって情報発信を行う。
- ・男女共同参画に関する知識の普及や意識の変革を図るために、フォーラムや各種講座の開催など積極的に事業を展開する。
- ・市職員の男女共同参画の意識を向上させるために、男女共同参画の視点に立った職員研修の実施や男女共同参画に関する研修への職員派遣を行う。
- ・図書館において、男女共同参画に関する図書等を市民へ提供する。

2 家庭・学校における男女平等教育の推進

施策の方向① 家庭における男女共同参画と平等教育の推進

- ・育児等への男性参加促進のため、男女ともに出産や育児に関する情報を得られるよう教室等の機会を設ける。
- ・男性の家事等への参加を促進するために、各種情報の提供や広報による啓発や、各種講座を開催する。

施策の方向② 学校における男女共同参画教育の推進

- ・教職員の各種研修会において、男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会の推進

を図る。

- ・一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、固定的な役割分担にとらわれず、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、進路指導の充実に努める。また、職場体験を通じ、職業意識、自立した生き方等について学び、性別に関わりのないキャリア教育を推進する。
- ・開かれた学校づくりを推進するとともに、さまざまな機会を通して、男女平等教育及び男女共同参画の浸透に向けて、家庭・地域に働きかけをする。また、男女混合名簿を継続し、ジェンダーレスな制服を取り入れ、男女平等教育の浸透に努める。
- ・性別に関わりなく子育て、介護に関わる意識づくりのため、保育実習やボランティア活動を通じて相互扶助意識を醸成していく。

基本目標Ⅱ あらゆる分野の女性活躍の推進

本目標は、あらゆる分野で多様な視点と新たな発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するとともに、事業所や各種団体へ働きかけを行い、様々な分野で女性が活躍できる環境づくりを推進すること、特に防災分野における女性の視点での取組を促進することを目指している。

本目標の下には、2つの基本的施策が定められている。

1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

施策の方向① 審議会等委員への女性の登用推進

- ・市の審議会や委員会に占める女性委員の割合を高め、女性のいない審議会等の解消に努める。審議会等の委員の構成について、繰り返し就任、職指定制などの任命のあり方を再検討し、委員の公募についても適宜導入していく。

施策の方向② 管理職などへの女性の登用推進

- ・女性活躍推進法の普及を図り、女性はその能力を発揮できる職場環境をつくるため、ポジティブ・アクションの重要性について、事業主等の理解を深めていく。
- ・市の管理職への登用については、性別にとらわれることなく、個々の職員の能力や適性を十分見極め、管理職にふさわしい人材の積極的な登用に努める。

2 地域・市民活動における男女共同参画の推進

施策の方向① 地域・市民活動への男女共同参画の推進

- ・男女共同参画に積極的に取り組む人や団体等の活動を支援し、相互のネットワークづくりを推進する。また、地域における意識改革の担い手となる人材を育成するための事業に取り組んでいく。

施策の方向② 防災分野における女性の参画の促進

- ・自主防災会などの地域における防災の取組において、女性の参画を促進する
- ・避難所などにおいて女性の安全が確保されるよう配慮したり、女性の視点から求められる

備蓄品などを整備する。

基本目標Ⅲ 多様な生き方を可能にする環境づくり

本目標は、市民一人ひとりが仕事、家庭、地域活動など、様々な活動について自らの希望に沿った活動ができるよう、子育て支援サービスの充実や、職場における両立支援等の環境づくりを促進すること、男女が差別されることなく、その能力を十分発揮できるよう、多様な働き方に応じた就業支援や就業環境の整備を促進することを目指している。

本目標の下には、2つの基本的施策が定められている。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの普及

- ・老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動において、自ら希望するバランスで充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて市民・事業所に啓発を行う。

施策の方向② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

- ・多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、さまざまな保育サービスの充実に努める。また、利用しやすい保育サービスの相談体制を整え、情報の周知に努める。
- ・児童クラブ、子育て支援センターなど子育てサポートの制度を充実する。

施策の方向③ 職場における両立支援の促進

- ・市職員が育児・介護休業制度を男女が等しく取得できるよう男性の育児・介護休業取得に対する意識啓発を進める。
- ・仕事と子育ての両立や職員の健康保持・増進等、ゆとりある生活の実現のために、ノー残業デーを設け、市職員への周知を行う。
- ・仕事と家庭の両立について社会の理解を深めるとともに、職場優先の企業風土を見直し、労働者の家庭的責任に配慮した取組を行う「ファミリー・フレンドリー企業」等の周知・啓発を図る。

2 就業支援と就業環境の改善

施策の方向① 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発の強化

- ・事業主や労働者及び市民に対し、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等の労働関係法規の周知を図り、法に沿った雇用管理の改善を促進する。

施策の方向② 就業・起業・再就職へのチャレンジ支援

- ・個々人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方ができるよう、国、県や関係機関と連携し、就労に関する様々な情報の提供を行う。
- ・出産、育児、介護などで退職し、再就職を希望する人に対して、情報提供を行うなど支援に努める。また、起業に対する支援を行う。

施策の方向③ 農林・水産など自営業における経営への男女共同参画の推進

- ・農業・漁業に従事する女性については、女性グループの育成を図るとともに、会員間の交流活動を支援し、技術・知識のレベルアップに努める。

基本目標Ⅳ 人権を尊重し、安心して健康に暮らせる社会づくり

本目標は、誰もが等しく人権を尊重される社会をつくるために、DV（等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めること、また、生活する上で様々な困難を抱える方に対しての支援を充実させ、誰もが自立し安心して生活できるよう、社会的支援の充実を図ること、さらに、誰もが生涯にわたって健康で豊かに暮らすことができるよう、各年代に応じた健康づくりの意識啓発や支援を行うこと）を目指している。

本目標の下には、3つの基本的施策が定められている。

1 DV（ドメスティック・バイオレンス）等あらゆる暴力の根絶

施策の方向① DV等に関する啓発活動の推進

- ・DVやストーカー行為、性犯罪、売買春、児童虐待など女性や子どもに対する暴力の根絶に向けての啓発活動など、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進する。

施策の方向②相談体制の充実

- ・DV等に関する相談について、各種市民相談において対応するとともに、必要に応じて県等の相談窓口の情報提供を行う。
- ・DV等の被害者支援に向け、福祉、保健、医療、教育、警察など関連機関との連携を密にし、問題の早期発見・早期解決に向け、努める。

施策の方向③ セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進

- ・セクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努め、防止対策が講じられるよう事業主などに働きかけ、セクシュアル・ハラスメントが起きない職場環境づくりを働きかける。

2 様々な困難を抱える人への支援

施策の方向① 外国人市民の自立支援

- ・外国人市民に対する生活支援のため、多言語による情報提供や相談業務を実施する。
- ・外国人市民が円滑に生活を送ることができるよう、外国人市民のための日本語教室を開催する。

施策の方向② 困難を抱える女性への支援

- ・性的な被害や経済的困窮、社会的孤立等、様々な困難を抱える女性へ支援を行う。また、県の相談窓口の周知を行う。

施策の方向③ 多様な性に関する理解促進

- ・県が導入する、ファミリーシップ制度の周知を行う。

3 性差を踏まえた生涯にわたる健康づくりへの支援

施策の方向① 生涯にわたる健康づくりへの支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、広く社会全体の気運が高まるよう、

男女共同参画社会づくりの様々な機会を通じて普及啓発を図る。

- ・生涯にわたる健康維持のために定期的な健康診査の受診を勧奨するとともに、健康教育等、健康づくりの支援を行う。子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、検診受診率及び精密検査受診率の向上に取り組んでいく。

施策の方向② 学童期・思春期における健康づくりへの支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点の概念を重視しつつ、安全な妊娠や避妊、思春期の身体や性、命の尊さを前提とした中絶など性と生命に関わる学習機会を提供していく。
- ・学校における「保健体育」の中で、心の健康、生活習慣の乱れ、性に関する問題などの現代的課題について学習指導内容の充実を図るため、各種研修会を通し意義や重要性の啓発を図る。

施策の方向③ 妊娠期・出産期における健康づくりへの支援

- ・全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるよう、健康教育および妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援の充実に努める。
- ・女性の生き方の多様化にあわせ、あらゆる妊娠・出産に対し、相談に対応できるよう支援体制の充実に努める。

4. 3 国・県・市の計画・プラン比較とそれらの関係

このように、男女共同参画に関わる政策は「第5次男女共同参画基本計画」をもとにして「あいち男女共同参画プラン2025」が策定され、さらにそれを軸にして「第3次碧南市男女共同参画プラン」が定められるという「国→都道府県→市町村」の政策決定の流れがみられる。

表からわかるように、「国」の11分野にある「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」は「県」のプランに明示されていないものの、それ以外の10分野については、愛知「県」の基本的施策もしくはそのなかの「今後5年間で取り組む施策の方向」のなかに反映されている。また、碧南「市」のプランについては、「県」の基本的施策を、順序の入れ替えはあるものの、ほぼそのまま反映させている（なお、「県」の基本的施策「男女共同参画の視点からの防災の取組」については、「市」の基本的施策「地域・市民活動における男女共同参画の推進」にある施策の方向「防災分野における女性の参画の促進」として反映されている）。このように、「国」から「県」、そして「市」へと、政策の枠組みは継承されながら、数値目標については、それぞれの権限の範囲内で設定されている。たとえば、「国」の「第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」における成果目標としては「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合」が設定されている一方、愛知県の重点目標Ⅰ内の「基本的施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の進捗管理目標には「県職員の管理職に占める女性の割合」が定められ、碧南市の第3次男女共同参画プランの「基本目標Ⅱ あらゆる分野の女性活躍の推進」にある「基本的施策1 政策・方針決定過程への女性参画の推進」の数値目標は「市の審議会等に占める女性委員の割合」を設定している。

碧南「市」の目標設定については、「パパママ教室への参加率」（基本的施策「家庭・学校における男女平等教育の推進」内の施策の方向「家庭における男女共同参画と平等教育の推進」）や「LINE 配信による子育て支援センターの情報配信」（基本的施策「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」内の施策の方向「多様なライフスタイルに対応した子育て支援」）など、市の独自の施策に関する目標値を設定するなど、地域の状況を反映した施策および目標の設定を試みているといえる。しかし、一方で市独自の施策が設定できない項目については、基本目標Ⅲ「多様な生き方を可能にする環境づくり」内の基本的施策「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の数値目標「愛知県ファミリー・フレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニー登録数」のように、「県」の事業に即して設定する例や、同基本目標の基本的施策「就業支援と就業環境の改善」の数値目標「愛知県農村生活アドバイザー協会碧南地区の会員数」のように令和5年度現状値「8名」に対して令和15年度目標値が「8名」とされる例など、必ずしも適切とは言えない目標値が設定されている。これは目標設定プロセスに問題があるというよりも、「市」の権限が極めて限定的であるために、「市」独自の施策、数値目標の設定が非常に困難であることの裏付けであろう。

5. おわりに

本稿では、碧南市における第3次男女共同参画プランの策定経過を軸に、国（政府）が定めた「第5次男女共同参画基本計画」および愛知県の男女共同参画を目指す基本計画である「あいち男女共同参画プラン2025」との関連について検討を加えてきた。国の基本計画が愛知県の男女共同参画基本計画の基本的な指針とされている状況については拙稿（愛知県における男女共同参画の進展状況 —平成21年度愛知県男女共同参画審議会の議論を踏まえて—^{vii}）でも明らかにしているが、愛知県内の各自治体（市町村）における男女共同参画計画についても同様に、その枠組みについては県の計画をベースに組み立てているものと考えられる。また、計画の策定においては市町村の担当部署の職員が作成した原案を、市民から選出された策定委員がほぼそのままの形で承認している現状も垣間見ることができた^{viii}。

とはいえ、各自治体（市町村）は「県」の方針を無批判に受け入れているわけではない。「県」と自治体の定める計画の項目はほぼ一致しているとはいえ、目標項目（数値）は計画策定前に実施される市民を対象にしたアンケート結果を踏まえたものであり、各自治体の有する権限や当該自治体の男女共同参画の達成度合いの現状に合わせて、独自の設定がなされている。また、碧南市の策定委員会における議論についても、事務局（市職員）の提案した計画原案に対しては、おもに数値目標の設定について委員から忌憚のない意見が投げられるなど、その地に根差した男女共同参画プランを策定したいという意識が強く感じられるものであった。

本稿で取り上げた碧南市をはじめとして県や各市町村ごとに男女共同参画プランが策定されているが、そのいずれも事前に地域の状況を把握するためのアンケート調査がなされ、普段から男女共同参画に関わる活動を続けている住民がプランの策定に関わっている。望ましい形で

施策が進められているとあってよいだろう。しかし、現実には市町村の持つ権限や予算は限られたものであり、男女共同参画に関しても、それを推進するための計画策定には大きな制約が課せられている。また、プラン策定のための委員会は、市町村（県）職員主導で進められ、かぎられた時間の中、十分な審議が行われているとは必ずしも言えない現状も認められる。今後は、いかにして住民の関与の度合いを高められるかが、男女共同参画社会実現の鍵を握っているといえよう。

参考文献

愛知県「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」(平成 18 年 10 月)

愛知県「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」(平成 28 年 3 月)

愛知県「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして」(2021 年 3 月)

愛知県「2019 年度 あいちの男女共同参画 (2018 年度年次報告書)」(2019 年 10 月)

愛知県「2020 年度 あいちの男女共同参画 (2019 年度年次報告書)」(2020 年 10 月)

愛知県「2021 年度 あいちの男女共同参画 (2020 年度年次報告書)」(2021 年 10 月)

愛知県「2022 年度 あいちの男女共同参画 (2021 年度年次報告書)」(2022 年 10 月)

愛知県「2023 年度 あいちの男女共同参画 (2022 年度年次報告書)」(2023 年 10 月)

内閣府男女共同参画局「第 5 次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和 2 年 12 月 25 日)

碧南市「第 2 次碧南市男女共同参画プラン」(平成 26 年 4 月)

(<https://www.city.hekinan.lg.jp/material/files/group/7/planzenbun.pdf>)

碧南市「第 2 次碧南市男女共同参画プラン 施策の成果目標進捗状況」

(<https://www.city.hekinan.lg.jp/material/files/group/7/H30seikamokuhyo.pdf>)

ⁱ 内閣府男女共同参画局「第 5 次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和 2 年 12 月 25 日) https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

ⁱⁱ 愛知県「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」(2021 年 3 月)による。

ⁱⁱⁱ 第 2 回第 3 次碧南市男女共同参画プラン策定委員会資料「第 3 次碧南市男女共同参画プラン計画案」(2023 (令和 5) 年 12 月 27 日)による。

^{iv} 第 1 回第 3 次碧南市男女共同参画プラン策定委員会資料「碧南市男女共同参画に関するアンケート調査【調査結果報告書】」(2023 (令和 5) 年 10 月 5 日)による。なお、本調査の概要は以下の通り。

●調査に関する事項

区分	対象	実施期間	実施方法
市民	無作為に抽出した 18歳以上の市民2,000人	令和5年6月26日～ 7月14日	郵送配布、郵送・WEBによる 回収
市職員	碧南市役所の職員	令和5年6月21日～ 7月7日	あいち電子申請・届出システ ムを利用し実施

●配布・回収に関する事項

調査区分	市民	市職員
配布数(A)	2,000	1,000
回収件数(B)	626	427
	郵送回答 380	—
	WEB回答 246	427
回収率(B/A)	31.3%	42.7%

v 第1回第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会資料「第3次碧南市男女共同参画プラン策定についてのヒアリング調査【結果報告書】」(令和5年10月5日)による。

vi 「第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱」によると、委員は20名以内とされている。

vii 若松孝司(2010)「愛知県における男女共同参画の進展状況 ―平成21年度愛知県男女共同参画審議会の議論を踏まえて―」(愛知淑徳大学論集―グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科篇―第2号)

viii 「令和5年度 第1回 第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会 会議録」および「令和5年度 第2回 第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会 会議録」による。

(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/chiiki/social_participation/danjo/20058.html)